

学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、学生の申請により国民年金保険料の納付が猶予される制度です。新年度分の申請は4月から受け付けます。希望する方は申請してください。

対象者／大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学し、本人の所得が基準以下の学生

※所得の目安／128万円＋(扶養親族の数×38万円)以下

申請書提出先

- ・住民課(吉備庁舎)、やすらぎ福祉課(金屋庁舎)、清水行政局住民福祉室、各出張所
- ・和歌山西年金事務所(郵送可)

申請に必要なもの

- ・基礎年金番号が分かるもの、またはマイナンバーカード
- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ・学生証または在学証明書

保険料の追納

学生納付特例が承認された各月から10年以内であれば、申し出により保険料を納めることができます。

問 住民課(吉備庁舎)・和歌山西年金事務所 ☎073・447・1660

子育て

児童扶養手当の支給

父母の離婚・死亡などで、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者または、20歳未満で一定の障害のある者)が育成されるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当を受けるには

必要書類を添えての申請が必要です。申請者や生計同一の扶養義務者の所得状況によって支給制限があります。

※請求者または児童が公的年金給付などを受給している場合は、その公的年金給付などの額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給することができます。

次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童や父(母)などが日本国内に住んでいないとき。
 - ②児童が里親に委託されたり、児童福祉施設などに入所しているとき。
 - ③父(母)が婚姻しているとき。
- ※婚姻の届け出をしていないが、事

実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

- ④請求者が父(母)の場合、児童が母(父)と生計を同じくしているとき(父(母)障害該当の場合を除く)。

手当支給月額(令和6年度(2024年度))

児童1人目	
全部支給	4万5,500円
一部支給	4万5,490円～1万740円
児童2人目	
全部支給	1万750円
一部支給	1万740円～5,380円
児童3人目以降	
全部支給	6,450円
一部支給	6,440円～3,230円

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)

|| 広報ありだがわがアプリで読める!



広報ありだがわと町議会広報かわら版をアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。

App StoreまたはGoogle Playからインストールしてご利用ください。利用料は無料。発行日にはプッシュ通知でお知らせします。

福祉

4月2日は「世界自閉症啓発デー」
4月2日～8日は「発達障害啓発週間」

毎年4月2日は、国連で定めた「世界自閉症啓発デー」です。日本では「世界自閉症啓発デー」からの1週間を「発達障害啓発週間」と定め、自閉症をはじめとする発達障害について、多くの人たちに広く知っていただく機会としています。

発達障害は、生まれながらの脳の機能障害で「相手の気持ちを読めない」「気持ちやうまく伝えられない」「強いこだわり」など、いろいろなタイプがあります。発達障害のある人が社会の中で自立して生きていくためには、周囲の理解が必要です。障害の特性を理解し、接し方を工夫することで、持っている本来の力が生かされ生活しやすくなります。

「世界自閉症啓発デー」「発達障害啓発週間」を契機として、発達障害への理解を深めていただきますようお願いいたします。

問 やすらぎ福祉課(金屋庁舎)